

津久見市ホームページ広告記載基準

(平成 29 年 5 月 15 日告示甲第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、津久見市ホームページ広告掲載取扱要領（平成 29 年告示第 29 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

第 2 条 掲載する広告物は、バナー広告又はテキスト広告とする。

(ウェブ広告のサイズ等)

第 3 条 特に指定のない限り、ウェブ広告のサイズ等は、次のとおりとする。

(1) バナー広告

ア サイズ 幅 180 ピクセル×高さ 60 ピクセル

イ 容量 10 キロバイト以内

ウ 画像形式 G I F（アニメーション不可）又は J P E G

(2) テキスト広告

ア 文字の大きさ 広告掲載するウェブページの他のテキストと同じ

イ 文字数 全角で 30 字以内

ウ 文字色、書体等 指定不可

(広告の表現及び文字等の制限)

第 4 条 次の各号に掲げる表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

(1) バナー広告

ア 操作可能に見えるボタン、メニュー等

イ 入力可能に見えるテキストボックス等

ウ コンピュータの警告等と間違えおそれのあるもの

エ 極端な色使いのもの又は文字が判読困難なもの

オ バナー広告に各種効果、修飾等を行うもの

(2) テキスト広告

ア ウェブブラウザで表示できない文字、記号、マーク等

イ 文字、記号、マーク等の回転、反転その他特別な加工を要するもの

ウ h t m l タグその他テキスト広告に各種効果、修飾等を行うもの

(市の掲載情報との区分)

第 5 条 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。

(1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 市政を連想させる分野において一般的な表現（「育児指導」「消費生活相談」「高齢者の生活ガイド」等）を用いるなど、ホームページ閲覧者が津久見市の事業と誤解しやすいもの

(色調)

第6条 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によることとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこととする。
- (2) 金銀色、蛍光色などは使用不可とし、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこととする。

(解像度)

第7条 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。